

年度に開発を、翌令和元年度に導入を完了し、簡易裁判所の民事事件及び督促事件、高等裁判所及び簡易裁判所の刑事事件に相当する部分については令和元年度に開発を、翌令和2年度から令和3年度にかけて導入を完了し、いずれも全国で運用中である。なお、簡易裁判所の民事事件及び督促事件部分については、令和6年度にe事件管理システムが運用を開始したことに伴い、全国の簡易裁判所で稼働を終了した。

## (6) 裁判手続のデジタル化

### ア 民事訴訟手続のデジタル化

内閣官房に設置された「裁判手続等のIT化検討会」の平成30年3月30日付け報告書の内容等も踏まえて、民事訴訟手続のデジタル化の取組を進めており、令和2年2月から順次、民間のクラウドサービスを利用して、ウェブ会議等のツールを活用した争点整理の運用を進め、令和4年11月以降は全ての高等裁判所及び地方裁判所（いずれも本庁及び支部を含む。）で同運用を実施しており令和6年1月からは簡易裁判所においても運用を開始した。また、民事訴訟法132条の10等に基づき、準備書面、書証の写し等の裁判書類の電子提出を可能にするためのシステム（民事裁判書類電子提出システム）を開発し、関連する最高裁判所規則を制定した。同システムについては、現在、全ての高等裁判所及び地方裁判所で運用している。

なお、民事訴訟手続のデジタル化に向けたシステム面の検討については、民事訴訟手続の全面デジタル化を実現するためのシステムの全体構想の検討を進めているところ、この全面デジタル化実現に向けた環境整備を段階的に進めていくために、令和4年4月から、法改正を経ることなく実現可能な裁判所職員向けのe事件管理システムの開発（第1次開発）を行い、令和6年度に最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の全庁で運用を開始した。また、令和4年5月に成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律による民事訴訟法の改正に対応するため、令和5年4月から、民事訴訟手続全体のデジタル化（電子提出の一般化や電子記録の閲覧、裁判所による電子記録の管理等）に向けた開発（第2次開発）を行っているところである。

### イ 刑事手続のデジタル化

刑事手続のデジタル化については、令和5年12月に、法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会において、要綱（骨子）案が取りまとめられ、令和6年2月の法制審議会（総会）において要綱（骨子）が採択されて、法務大臣への答申がされたところであり、今年の通常国会に刑事訴訟法などの改正案が提出される見込みである。また、令和6年6月21日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、2026年度（令和8年度）中に新たなシステムを利用した運用の一部開始を目指すとされている。

最高裁においては、令和5年度、民間業者の技術支援を受け、関係機関との協議を重ねつつ、刑事手続のデジタル化に関するシステム面の検討（要件定義）を進め、令和6年度からは具体的なシステム開発を開始したところである。

### ウ 民事非訟事件手続・家事事件手続等のデジタル化

家事事件手続等のデジタル化について、令和4年5月18日に成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律において、人事訴訟におけるウェブ会議による口頭弁論を可能とする規律や、ウェブ会議による期日において離婚等の和解や調停の成立を可能と